

第17回 山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和2年7月8日（水曜日）15時から

場所：山陽小野田市役所 3階 大会議室

<次第>

1 報告事項

2 協議事項

(1) 7月10日から7月31日までの施設利用について

(2) 令和2年度 市主催行事及び大規模な市共催行事について

(3) その他

山口県内での新型コロナウイルス発生状況等について

(7月7日10時現在)

(1) 山口県での感染者数 37人(入院等0人 退院37人)

(市町別)

●下関市	6件
●宇部市	1件
●山口市	8件
●防府市	3件
●下松市	6件
●岩国市	3件
●光市	4件
●周南市	5件
●山陽小野田市	1件

※5月5日周南市での陽性反応以降、県内では陽性反応はなし

(2) PCR検査の状況について 累計2,770件

月日	曜日	実施件数	陽性件数
6月29日	月	24	0
6月30日	火	39	0
7月1日	水	36	0
7月2日	木	30	0
7月3日	金	53	0
7月4日	土	10	0
7月5日	日	15	0
7月6日	月	35	0

(3) 相談件数 28,115件

(4) その他

2020/7/7

山口県/報道発表/新型コロナウイルス感染症患者（北九州市発生例）の濃厚接触者等に係るPCR検査の結果について



本文へ 携帯サイト Other Languages 背景色を変更 黒 白 黄 文字サイズ 拡大 標準 縮小

●組織から探す ●サイトマップ 情報検索 キーワードを入力 検索 検索の仕方

トップページへ

くらし・環境

医療・福祉

教育・文化・スポーツ

しごと・産業

魅力・観光

県政情報

[トップページ](#) > [報道発表](#) > [2020年7月](#) > [資料](#)



報道発表

[前のページに戻る](#)

新型コロナウイルス感染症患者（北九州市発生例）の濃厚接触者等に係るPCR検査の結果について

令和2年（2020年）7月5日

昨日、北九州市で確認された本県在住の感染患者について、これまで宇部保健所が、行動歴や濃厚接触者等の調査を行っていたところ。

本日、行動歴等の調査結果を踏まえ、県内在住の濃厚接触者等13人（家族及び職場関係）についてPCR検査を行った結果、全員陰性が確認されましたので、お知らせします。

1 患者の概要

- (1) 年代: 40歳代
- (2) 性別: 男性
- (3) 居住地: 宇部市
- (4) 職業: 会社員

2 行動歴等（移動はすべて自家用車）

6月26日 鹿児島市内の飲食店で飲食
6月27日から28日 自宅
6月29日から30日 宇部市の会社で勤務
7月1日から2日 北九州市で仕事
7月3日 宇部市の会社で勤務後、北九州市に移動
北九州市の相談窓口で電話相談
北九州市の医療機関で、検体採取
7月4日 北九州市保健環境研究所のPCR検査で陽性判明
山口県内の感染症医療機関に入院済

3 症状等

7月1日から 咽頭痛、倦怠感出現
7月4日 咽頭痛あり、発熱なし、咳なし、倦怠感なし

※ 感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のために情報を公表しますが、同条第2項により個人情報に留意する必要があります。つきましては、報道機関各位におかれては、ご留意いただきますようお願いいたします。

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

＜基本的な考え方＞

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50％以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50％以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50％以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50％以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛		
	県をまたぐ移動等		観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。		△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。		
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後			△
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○		* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後			○ * GoToキャンペーンによる支援

7月10日から7月31日までの施設利用について

1 主な利用条件

- 屋内貸館施設について、引き続きソーシャルダンスを踏まえ、施設ごとに人数制限を行う。
- 屋内運動施設の利用について、引き続き「収容人数の半分以下、かつソーシャルダンスを確保できる人数」とする。
- 屋外施設の利用について、「1,000人以内での利用」を「5,000人以内での利用」とする。

2 1に加え利用の一部を制限する施設

No	担当部	施設名	7月10日からの制限内容	7月9日までの制限内容
1		市民体育館	利用制限 利用時間を2時間ごとに区分し、1区分の利用人数を10人以下とする。 21時以降は利用休止する。 距離確保のため一部器具の使用制限、利用者による器具使用後の消毒等の感染防止対策を実施する。	6月22日(月)から以下の条件付きで利用再開 利用時間を2時間ごとに区分し、1区分の利用人数を10人以下とする。 17時以降は利用休止する。 距離確保のため一部器具の使用制限、利用者による器具使用後の消毒等の感染防止対策を実施する。
		楽屋1、スタジオ	利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。	利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。
2	市民部	不二輸送機ホール	利用制限 利用人数370人以下(固定席746の1/2程度)とする。	利用制限 利用時間を3時間以内、利用人数240人以下(固定席746の1/3程度)とする。
		小ホール	利用制限 利用人数を60人以下とする。	利用制限 利用時間を3時間以内、利用人数を60人以下とする。
3		市民館	利用制限 利用人数を12人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は横一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。	利用制限 1利用につき3時間以内、利用人数を12人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は横一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。
4		文化ホール	利用制限 利用人数210人以下(固定席436の1/2程度)とする。	利用制限 利用時間を3時間以内、利用人数140人以下(固定席436の1/3程度)とする。
5	福祉部	スマイルキッズ	利用休止 幼児を対象としていることから、調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため、利用休止を継続。ただし、水分補給は可。	利用休止 幼児を対象としていることから、調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため、利用休止を継続。ただし、水分補給は可。
		キッズキッチン以外	利用制限 利用時間を午前、午後の2部に分け、10組までの予約制とする。	利用制限 利用時間を午前、午後の2部に分け、10組までの予約制とする。
6		児童館	利用制限なし。	利用制限 幼児を対象に含むことから、感染防止対策の徹底が困難であるため、食事を伴う活動は禁止。ただし、水分補給は可。

No	担当部	施設名	7月10日からの制限内容	7月9日までの制限内容
7	経済部	商工センター	利用制限 水分補給を除く会食禁止。感染防止対策の徹底が困難であるため。	利用制限 水分補給を除く会食禁止。感染防止対策の徹底が困難であるため。
8		勤労青少年ホーム (小野田、山陽)	公民館の利用条件と同様とする。	公民館の利用条件と同様とする。
9	教育委員会	公民館	利用制限 利用人数を8人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。	利用制限 1利用につき3時間以内、利用人数を8人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。
			利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。	利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。
10		きらら交流館	利用制限 利用人数を16人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。	【6月30日(火)から】条件付きで利用開始 1利用につき3時間以内、利用人数を16人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。
			利用制限 3人までの利用とする。	【6月30日(火)から】条件付きで利用開始 3人までの利用とする。
11		中央図書館	利用制限 半数の利用に限る。	利用制限 半数の利用に限る。
		DVD試験ブース	利用制限 個人ブースの3／5席及び、複数人ブースの利用不可。 「3密」回避及び、ソーシャルディスタンスの確保をするため。	利用制限 個人ブースの3／5席及び、複数人ブースの利用不可。 「3密」回避及び、ソーシャルディスタンスの確保をするため。

令和２年度 市主催行事及び大規模な市共催行事（９月以降）

（１）開催予定（事業縮小を含む）

所管		行事名	開催時期
総務部	総務課	市表彰式	２月
		山陽小野田市総合防災訓練	１１月
		令和２年国勢調査	９月～１０月
	税務課	確定申告相談会、市県民税相談会	２月～３月
	消防課	消防出初式	１月
企画部	シティセールス課	山口ゆめ回廊博覧会（市主体事業）プレ開催	９月～１２月
		スマイルハロウィン・オレンジ月間	１０月
市民部	文化スポーツ推進課	山陽小野田少年少女合唱祭	１２月
		児童生徒書道展	１月～２月
		ＮＨＫ公開番組	１０月
		現代ガラス展東京展	１月
		かるた大会、かるたフォーラム、ステップアップかるた教室	１０月～３月
		アートのたまてばこ	３月
		市民体育大会	９月～１０月
		市民ふれあいスポーツ大会	１０月
		市民マラソン大会	１月
		高校サッカーフェスティバル	３月
	市民活動推進課	ヒューマンフェスタ	１２月
	生活安全課	交通安全関連イベント	９月～３月
福祉部	子育て支援課	保育所運動会・発表会・卒園式	９月～３月
	健康増進課	スマイルエイジング強化月間	１１月
		ＳＯＳ健康フェスタ	１１月
		ウォーキング教室	１１月
		ウォーキングイベント	１１月
		認知症普及啓発イベント	９月
	高齢福祉課	老人クラブグラウンドゴルフ大会	１０月・３月
		老人クラブ大会（はつらつシニア山陽小野田）	１１月
		地域づくりフォーラム	１１月
		手話奉仕員等養成研修	９月～２月
	障害福祉課	精神保健福祉講座	１月
		要約筆記啓発講座	１月
経済部	商工労働課	優良勤労者表彰式	１１月
教育委員会	社会教育課	成人式	１月
	歴史民俗資料館	企画展「古文書展～寺社縁起・伝承～」	２月～３月
		歴史講演会	１月

(2) 中止予定

所管		行事名	開催時期
総務部	総務課	新年互礼会	1月
市民部	市民活動推進課	男女共同参画の日事業	10月
福祉部	高齢福祉課	敬老会（小野田地区・山陽地区）	9月
経済部	商工労働課	子育て女性就職応援事業	11月～12月
教育委員会	中央図書館	図書館フェスタ	11月
	歴史民俗資料館	企画展「発掘された山口巡回展」	9月～10月
		発掘展関連講演会	9月
		企画展「市指定文化財展2020」	11月～12月
	きらら交流館	きらら交流館まつり	10月
	給食センター	親子食育料理教室	10月・12月
水道局	総務課	水源涵養林ハイキング	11月